

第2回医道審議会医師分科会 医師臨床研修部会	資料2
令和2年9月4日	

参考資料3

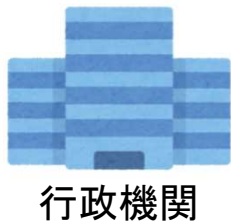
基礎研究医プログラムの運用について

臨床研修における基礎研究医プログラム

背景

- 我が国の国際競争力は、基礎医学論文数の観点からも、相対的に低下傾向であり、基礎医学系の大学院博士課程入学者に占める医師免許取得者の割合を高める必要がある。
- **令和4年度の研修より**、基礎医学に意欲がある学生を対象に、臨床研修と基礎研究を両立を可能とする**基礎研究医プログラム**の募集を開始する。
- 基礎医育成・研修コースの定員については、**一般の募集定員とは別枠の定員を設定**し、一般のマッチングに先行して選考を行う。

基礎研究医プログラム



許可
申請



基礎研究医プログラム設置要件

基幹型臨床研修病院である大学病院（本院に限る）

- プログラム開始時に、所属する基礎医学系の教室を決定し、オリエンテーションを行うこと。
- 選択研修期間に、**16週以上、24週未満の基礎医学の教室に所属する**期間を用意すること。
- 基礎医学研修を開始する前に、臨床研修の到達目標の到達度の評価を行うこと。
- 臨床研修後、**4年以内を目処に、作成した基礎医学の論文を、研修管理委員会に提出**すること。
- 臨床研修修了後に、プログラム修了者の到達目標の達成度と臨床研修後の進路を管轄する地方厚生局に報告すること。

基礎枠限定選考
(5月頃)

基礎医学研究に
より意欲のある学生



対象者: 基礎医学に意欲があり、基礎医学系の教室に所属する者

マッチング
(6月～)

臨床業務等に
より意欲のある学生



募集定員全体

マッチング枠

一大学につき原則**1名**※
※基準に応じて0～5名

臨床研修



臨床研修



臨床研修※ + 基礎研究
基礎医学系の教室へ所属



※到達目標を満たすことが条件

基礎研究医プログラムにかかるこれまでの経緯

医師臨床研修部会報告書(平成30年3月30日)

5 その他

(2) 研究医養成との関係

優れた基礎医学研究医を養成するため、基礎医学に意欲があり、基礎医学系の大学院に入学する医師を対象に、臨床研修と基礎医学を両立するための基礎医育成・研修コースを大学病院に設置することが望ましい。募集定員を一般の募集定員とは別枠とし、選考を一般のマッチングとは分けて実施することとする。

平成30年度第4回医師臨床研修部会(平成31年2月27日)

医師臨床研修部会報告書を元に、プログラムの詳細について審議。

- ・名称を「基礎研究医プログラム」とする。
 - ・プログラムを設置可能な施設を、過去3年間の研修医の採用実績が平均25名以上の大学病院(本院に限る)とする。
 - ・プログラムの設置要件について、研修期間や義務(論文提出)等を設定する。
 - ・医学部の定員増における基礎研究医枠に鑑み、基礎医プログラムの全国の総定員を40名とする。
- 等の事項を決定。

省令施行通知※の一部改正(平成31年3月29日)

医師臨床研修部会報告書(平成30年3月30日)および平成30年度第4回臨床研修部会(平成31年2月27日)の審議結果を踏まえ、基礎研究医プログラムについて、省令施行通知を一部改正

※医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(医政発第0612004号 平成15年6月12日)

5 臨床研修病院の指定の基準

ア 臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとり研修プログラムを有していること

(ク) 過去直近3年間の研修医の採用実績が平均25人以上の基幹型臨床研修病院である大学病院(本院に限る)は、次の手続きを行うことを条件に、基礎医学に意欲があり、基礎医学系の大学院に入学する医師を対象とした臨床研修と基礎医学を両立するための研修プログラム(以下「基礎研究医プログラム」という。)を設けることができること。

- ① 基幹型臨床研修病院の開設者は、基礎研究医プログラムの研修を開始しようとする年度の前々年の10月31日までに、プログラム設置に関する届出書(様式7-2)を当該病院の所在地を管轄する都道府県知事に提出すること。
- ② 基礎研究医プログラムは次に掲げる設置要件を満たすものであること。
 - (i) プログラム開始時に、所属する基礎医学系の教室を決定し、オリエンテーションを行うこと。
 - (ii) 選択研修期間に、16週以上、24週未満の基礎医学の教室に所属する期間を用意すること。
 - (iii) 基礎医学研修を開始する前に、臨床研修の到達目標の到達度の評価を行うこと。
 - (iv) 臨床研修後、4年以内を目処に、作成した基礎医学の論文を、研修管理委員会に提出すること。
 - (v) 臨床研修修了後に、プログラム修了者の到達目標の達成度と臨床研修後の進路を管轄する地方厚生局に報告すること。
- ③ 届出書には、当該病院の基礎研究医プログラムと②の要件及び⑤の基準を満たしていることを証明する書類を添付すること。
- ④ 都道府県知事は、①の届出内容を提出のあった年度の11月30日までに厚生労働大臣に情報提供すること。
- ⑤ 基礎研究医プログラムの届出に当たり、募集定員は、原則1名とするが、当該プログラムを実施する施設が次の基準を全て満たしている場合は最大5名まで、1つ基準を満たしていない場合は最大3名まで、3つ以上基準を満たしていない場合は0名とする。
 - (i) 基礎系の教室を通じて基礎医学研究歴7年以上の複数の指導者(医師)が指導できるキャリア支援体制が確保されている。
 - (ii) 当該プログラムの修了者に魅力あるキャリアパスを複数提示している。
 - (iii) 論文指導を行う環境があり、学会発表の機会が用意されている。
 - (iv) 年間受託している基礎医学分野の科学研究費助成事業と国立研究開発法人日本研究開発機構(AMED)対象事業の予算の合計が8,000万円を越えていること。
 - (v) 基礎医学分野でImpact Factor 15以上の論文が過去3年間にある。
- ⑥ 都道府県知事は、当該プログラムの研修医を募集する年度の4月30日までに地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、当該プログラムの募集定員を定め、当該病院に通知すること。
- ⑦ 当該プログラムの研修医の募集及び採用の決定は、医師臨床研修マッチング前に行うことができること。

追加で検討が必要な事項① 大学病院ごとの定員について

前回までの議論において、全国の総定員を40名とすることされたが、各都道府県ごとの定員をどのように設定するかについて、議論が必要。

施行通知(定員部分の抜粋)

原則1名とするが、当該プログラムを実施する施設が次の基準を全て満たしている場合は最大5名まで、1つ基準を満たしていない場合は最大3名まで、3つ以上基準を満たしていない場合は0名とする。

- (i) 基礎系の教室を通じて基礎医学研究歴7年以上の複数の指導者(医師)が指導できるキャリア支援体制が確保されている。
- (ii) 当該プログラムの修了者に魅力あるキャリアパスを複数提示している。
- (iii) 論文指導を行う環境があり、学会発表の機会が用意されている。
- (iv) 年間受託している基礎医学分野の科学研究費助成事業と国立研究開発法人日本研究開発機構(AMED)対象事業の予算の合計が8,000万円を越えていること。
- (v) 基礎医学分野でImpact Factor 15以上の論文が過去3年間にある。

事務局案

上記の施行通知の定め方によって、全国の総定員が40名を超える場合、以下のように定員を定めてはどうか。

○公平性と透明性の観点から、上記(i)～(v)のうち、科研費等の金額(iv)と論文数(v)により決定する。

・応募が40大学より多い場合

科研費等(iv)の金額が多い順に定員を1名ずつ設定する。

・応募が40大学以下の場合

①各大学に1名ずつ定員を設定した上で、

②残りの定員を科研費等(iv)の金額が多い順に1名ずつ設定し、

③さらに残りの定員がある場合は、論文数(v)の多い順に1名ずつ設定する。

○いずれの場合も、上記の施行通知による定員を限度とする。

定員設定のイメージ

(例) 仮に全国の定員を
10名とした場合



	A大学	B大学	C大学	D大学	E大学
満たしている基準数	全て	全て	4	3	2
最大人数	5	5	3	1	0
科研費等	1億円	9500万	8000万	7000万	6000万
Impact Factor 15以上の論文数	5	3	0	0	0
①基準を3つ以上満たした大学へ、 1名ずつ定員を設定	+1	+1	+1	+1	0
②残りの定員を科研費等(iv)の金額 が多い順に1名ずつ設定	+1	+1	+1	+0 (最大人数1名)	
③さらに残りの定員がある場合は、論 文数(v)の多い順に1名ずつ設定 する。	+2	+1			
合計定員数	4	3	2	1	0

残り6名

残り3名

計算順
↓

(再掲) 応募が40大学以下の場合の手順

- ①各大学に1名ずつ定員を設定した上で、
- ②残りの定員を科研費等(iv)の金額が多い順に1名ずつ設定し、
- ③さらに残りの定員がある場合は、論文数(v)の多い順に1名ずつ設定する。

※施行通知による定員を限度とする。

追加で検討が必要な事項② 大学院の入学について

プログラムの選考時期が大学院入試よりも前にあるため、選考時点では大学院試験に合格するか不透明な状況であり、臨床研修中の大学院の入学を必須とするかについて検討が必要。

施行通知(関連部分抜粋)

5(1)ア 臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとり研修プログラムを有していること。
(ク) 過去直近3年間の研修医の採用実績が平均25人以上の基幹型臨床研修病院である大学病院(本院に限る)は、次の手続きを行うことを条件に、基礎医学に意欲があり、**基礎医学系の大学院に入学する医師を対象とした臨床研修と基礎医学を両立するための研修プログラム**(以下「基礎研究医プログラム」という。)を設けることができること。

② 基礎研究医プログラムは次に掲げる設置要件を満たすものであること。

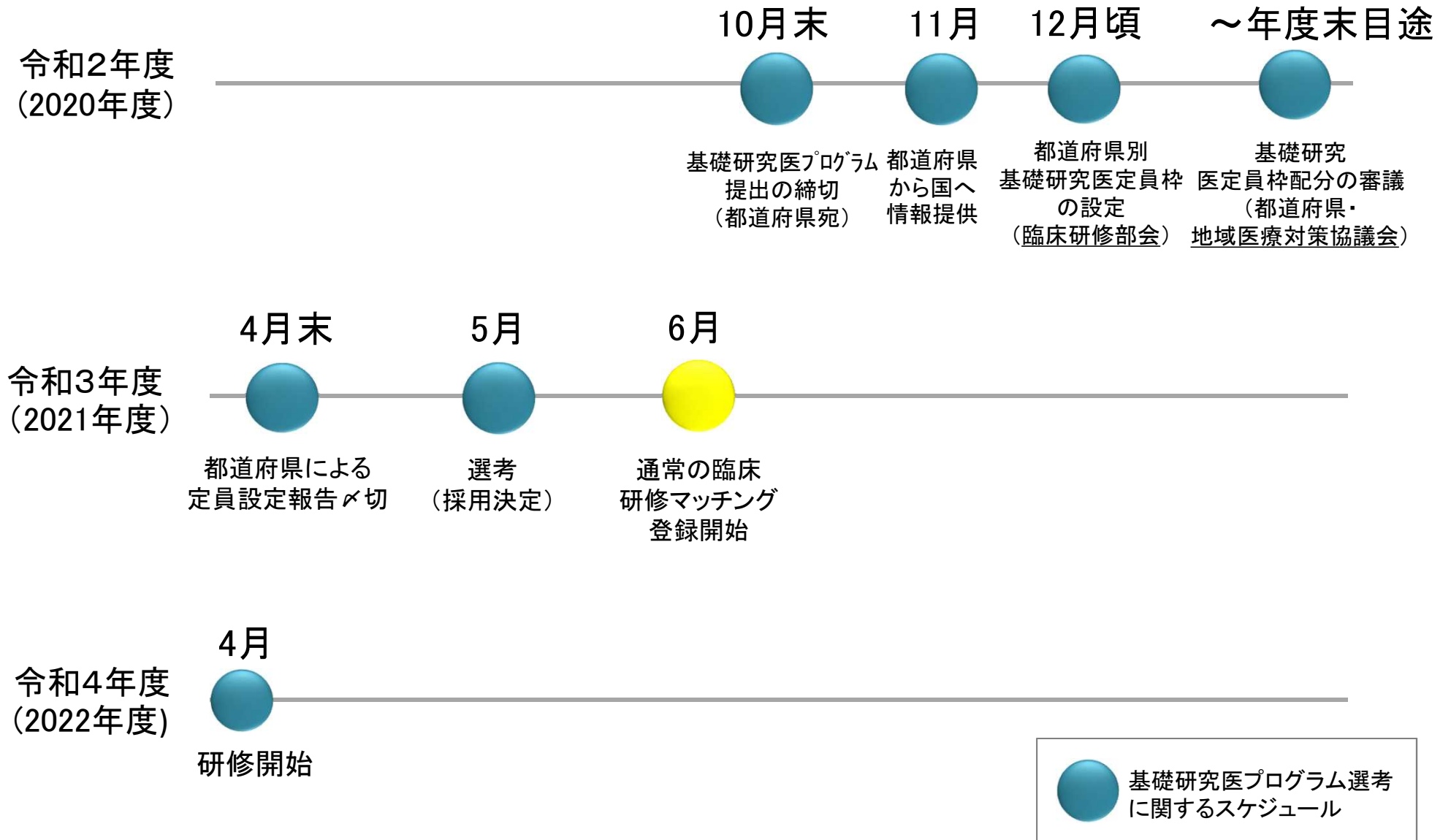
(i) プログラム開始時に、**所属する基礎医学系の教室を決定**し、オリエンテーションを行うこと。

事務局案

大学院入試時期の問題に加え、基礎プログラムで研修を行う研修医は、選択研修期間に基礎医学系の教室に所属する期間以外は、一般の大学院生と比較し、研究に時間を十分に充てることが困難であることから、大学院の入学は必須とせず、研究生等、大学院生以外の身分で基礎医学系の教室に所属することも可能としてはどうか。

ただし、臨床研修修了後においては、大学院生の身分となることが望ましいとしてはどうか。

基礎研究医プログラムの採用イメージ (2022年度研修開始分)



研究医プログラム採用プロセス(案)

